

## 蹴球都市藤枝ロゴマーク及びタグラインの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、サッカーのまち藤枝のブランドイメージを高めるため、蹴球都市藤枝のロゴマーク及びタグライン（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等のデザイン)

第2条 ロゴマーク等のデザインは、別図第1及び別図第2のとおりとする。

2 ロゴマーク等に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく権利をいう。）は、全て市に帰属するものとする。

(使用の申請)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ、使用承認申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。その申請内容に変更が生じたときも同様とする。

(1) 企画書

(2) 商品に使用する場合、その見本、広告に使用する場合はその原稿

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を省略することができる。

(1) 国若しくは地方公共団体又は公益法人が非営利事業に使用する場合

(2) テレビ、新聞等が報道の目的で使用する場合

(3) その他市長が申請を必要としないと認める場合

(使用承認等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用目的及び使用形態がロゴマーク等を制定した目的に沿うものであると認められるときは、ロゴマーク等の使用を承認し、使用承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、使用目的又は使用形態が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認をしないものとする。

(1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあるとき

(2) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき

(3) 市が特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき

- (5) ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しないと認められるとき
- (6) 藤枝市暴力団排除条例（平成 24 年藤枝市条例第 40 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等が使用するとき
- (7) その他市長がロゴマーク等の使用を適当でないと認めたとき  
（使用方法）

第 5 条 ロゴマーク等は、定められた形状、色彩等に従って正しく使用しなければならない。ただし、市長の承認を受けたものはこの限りではない。

（使用料）

第 6 条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

（使用承認の取消し）

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマーク等の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) ロゴマーク等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、この要綱に定める事項に違反した場合
- (2) 使用者が使用承認の条件に違反した場合
- (3) 使用承認申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対し、使用承認取消通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により使用の承認を取り消した者に対し、使用を中止させ、または使用物件を回収させる等の措置を命ずることができる。

（損失補償等の責任）

第 8 条 市は、ロゴマーク等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際し故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

（その他）

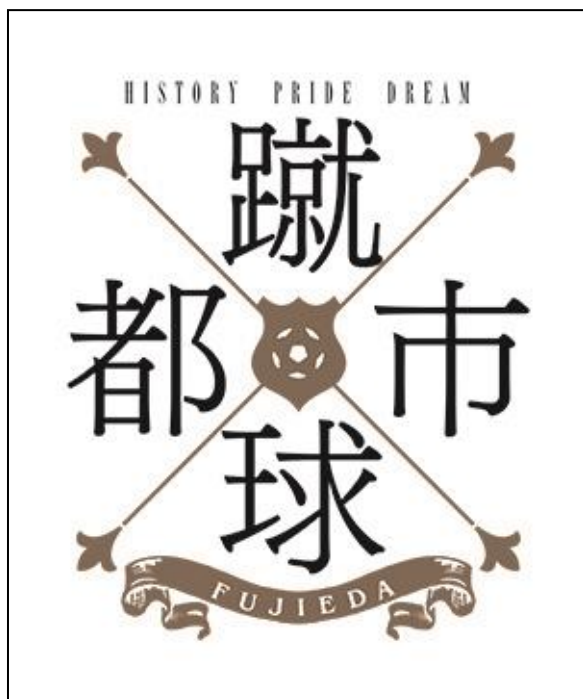
第 9 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項については、市長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別図第1 (ロゴマーク)

①



②



別図第2 (タグライン)

① サッカーと、<sup>とき</sup>時間を刻む。

② サッカーと、  
<sup>とき</sup>時間を刻む。

③ サッカーと、<sup>とき</sup>時間を刻む。

④ <sup>とき</sup>時間を刻む。  
サッカーと、

※タグラインはロゴマークとの組み合わせで使用するものとし、単独では使用しない。